

令和8年9月9日

保護者の皆様

相模原市立鳥屋学園

校長 内藤 千春

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症等に係る治癒報告書について

日頃より、本学園の教育活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、学園では、お子様が安心して学園生活を送れるよう、感染症予防および感染拡大防止に努めております。つきましては、お子様が下に記してある学校感染症に罹患された場合、治癒後の登校の際、「治癒報告書」の提出をお願いしております。

【治癒報告書の配付について】

- ・インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症については、事前に全学園生へ用紙を配付します。また、本学園ウェブサイト、保護者ポータルサイト、スクリレ「学校掲示板」にも掲載しておりますので、必要に応じて印刷してご活用ください。
- ・学校感染症（マイコプラズマ感染症等）については、医療機関を受診し診断があった場合に学校より用紙を配付いたします。

【感染症罹患時及び解熱日の連絡について】

- ・お子様が感染症に罹患された場合は、速やかに学校まで電話にて連絡をお願いいたします。
- ・解熱日（1日発熱がなく平熱に戻った日）についても必ず電話にて連絡をお願いします。登校可能日をお伝えします。

※学校保健安全法施行規則第19条にある「出席停止の期間」が認められるのは、確定診断によるものであり、インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症についてその診断は医師にしかできないため、抗原検査キット等の結果による出席停止は認められません。

※医療機関を受診し、医師からインフルエンザの疑いとして診断があった場合もインフルエンザとして扱うことができます。

【治癒報告書の提出方法について】

- ・保護者の方が、用紙に必要事項を記入して、お子様を通して構いませんので学校へ提出してください。

保護者の皆様には、ご多忙の中、ご迷惑をおかけいたしますが、お子様たちの安全と健康を守るため、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく学校までお問い合わせください。

【問い合わせ】

前期課程 養護教諭 金光・中里

後期課程 養護教諭 大貫

TEL 042-785-0239